

自動車賃貸借契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和9年度自動車（小型貨物、新車）1台の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1章 賃貸借契約条項

（賃貸借契約）

第1条 乙は、次条以下に定めるところにより、乙の所有する別添「令和9年度自動車（小型貨物、新車）1台の賃貸借契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める自動車（以下「自動車」という。）を貸し渡し、甲はこれを借り受ける。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和9年4月9日から令和15年3月31日までとする。

（自動車の引渡し）

第3条 甲への自動車の引渡しは、乙が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）の規定による自動車検査証の交付を受けた後、賃貸借期間の開始日までに仕様書に定める借入場所において行う。ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 甲は、自動車の引渡しを受けた後、3日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は当該日数に含まない。）に、当該自動車を点検し、次の各号に掲げる事項が契約の内容に適合していることを確認する。

（1）台数

（2）車両仕様、規格、性能及び品質（以下「自動車の品質等」という。）

3 甲は、前項の点検をした結果、当該自動車が契約の内容に適合しないものであった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知する。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により第1項に定める引渡しが遅延した場合、引渡しを受けた日が属する月までに係る次条第1項で定める月額賃貸借料から既に引渡しがあった部分に相当する額を控除した額に、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の割合で計算した金額を乙から徴収できる。

（賃貸借料）

第4条 月額賃貸借料は、別紙「賃貸借内訳表」のとおりとし、その総額（以下「賃貸借料総額」という。）は、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円）とする。

2 仕様書に定めるメンテナンス等の変更、自動車の滅失等によるこの契約の一部終了等により、月額賃貸借料を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、変更契約により変更後の月額賃貸借料を決定する。

3 甲は、全ての自動車の引渡しを受けた後、賃貸借内訳表に自動車の登録番号又は車両番号を追加した一覧表を作成し、乙に通知する。

4 甲及び乙は、第26条に規定する賃貸借期間の延長等この契約の履行に当たり車両を特定する必要があるときは、前項の通知によらなければならない。

〔契約保証金免除の場合〕

（契約保証金）

第5条 この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

〔契約保証金納付の場合〕

（契約保証金及び契約保証金の処分）

第5条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇,〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 当該契約の履行について、乙が誠実に継続して1年間業務を履行したと認められる場合には、この契約に定める賃貸借期間の満了前であっても乙の請求に基づき、甲は、契約保証金の一部又は全部を乙に払い戻すことができる。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、自動車を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(機密の保持)

第7条 乙は、この契約の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(自動車の品質等の不適合)

第8条 乙は、第3条第3項の通知をうけた場合には、これを解決しなければならない。

2 前項による場合を除き、自動車の品質等が契約の内容に適合しないことが明らかとなった場合には、甲及び乙は双方協力して自動車の製造者又は販売者に対する請求又は権利行使を行い、自動車の製造者又は販売者から担保責任の履行を受ける。

(自動車の使用、保管)

第9条 甲は、自動車を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び保管しなければならない。

2 甲は、自動車を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努める。

3 甲は、自動車を仕様書に定める借入場所で保管し、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできない。

4 甲は、甲の責任で甲の職員などの特定の者に自動車を使用、保管等させることができる。この場合、甲は、当該職員等にこの契約の各条項を承認させ、遵守させる。

5 甲は、乙が自動車の使用、保管状況を調査するため保管場所への立入り、説明又は資料の提出等を求めたときは、これに応じなければならない。

6 甲は、乙が自動車の確認を求めたときはいつでも自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させる。

(原状の変更)

第10条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、模様替、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為はできない。ただし、車体側面等に甲の施策に係るマグネットシート及びシールを貼り付ける場合は、この限りでない。

2 前項本文の行為を行った場合において、乙が希望するときは、甲は無償でその効果を乙に帰属させる。

(譲渡禁止、権利保全)

第11条 甲は、自動車又はこの契約上の地位を他に譲渡すること、自動車を第三者に使用させること(第9条第4項に規定する場合を除く。)その他乙の権利を侵害する一切の行為は行わない。

2 甲は、自動車について第三者から侵害がないよう保全するとともに、侵害があった場合は、直ちに乙に通知し、かつ、速やかにその事態を解消させる。

3 甲は、自動車の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出する。

(点検、保守、整備)

第12条 第2章に定めるところにより乙がメンテナンスを行う場合を除き、自動車の点検、保守、整備等は、全て甲が甲の責任と費用負担により行う。

(事故処理)

第13条 甲は、自動車に事故が発生したときは、速やかに乙に事故の報告を行う。

2 自動車が事故により損傷した場合は、甲は、損傷の程度により最寄りの整備工場又は乙指定の整備工場に搬入し、甲の負担により自動車を修理する。

(賠償責任)

第14条 甲は、自動車又は提供を受けた代車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担においてこれを賠償し、又は解決する。

《第15条第2項は標準規定です。契約締結時に甲乙協議の上、変更する場合があります。》

(自動車の滅失・毀損、契約の終了)

第15条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失及び毀損等についての全ての危険は、甲が負担する。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗又は損耗は、この限りでない。

2 自動車が滅失(毀損し、修理が不可能な場合を含む。)し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該自動車に係る残賃貸借料全額と賃貸借期間満了時の自動車簿価額の合計額から、当該自動車に係る未発生(仕様書2(4)記載の賃貸借料に含まれる費用のうち、未発生(未発生)の費用をいう。以下同じ。)を控除した金額を損害金として乙に支払う。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該自動車の契約は終了し、乙は当該自動車を廃棄するとともに法の規定による自動車検査証の返納を行う。

(費用負担)

第16条 甲は、自動車保険料を負担し、乙は、仕様書に定める費用を負担する。

2 第2条の賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合の取扱いは、甲乙協議の上、変更契約の締結により決定する。

(賃貸借料の支払)

第17条 乙は、第4条第1項の月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月初日以降に甲に対し請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から30日以内に当該賃貸借料を一括して支払う。

3 甲が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(重要事項の通知)

第18条 甲及び乙は、住所、名称(商号)、代表者の氏名、その他事業内容又は組織に重要な変更があったときは、速やかに相手方に通知する。

(催告による甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその業務の遂行の催告をし、その期間内に業務が遂行されないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の未達成がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 特別の理由なくして賃貸借期間の開始日を過ぎても引渡しが行なわれないとき、又は引渡しの見込みが、明らかでないとき。

(2) この契約に違反し、その違反により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(催告によらない甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、業務を遂行することができないことが明らかであるとき。

(2) 業務の遂行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 一部の業務の遂行ができない場合又は一部の業務の遂行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその業務を遂行せず、甲が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる業務の遂行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったとき。

ア 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第21条 第19条第1項各号及び前条第1号から第4号までの規定に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反し、契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

2 乙が前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、全ての自動車について、残賃貸借料全額から当該自動車に係る未発生費用を控除した金額を損害金として乙に支払う。

3 乙が第1項の規定により契約を解除したときは、甲は自動車を乙に返還する。

(甲の契約違反による乙の請求等)

第23条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、次に掲げる行為の全部又は一部を行うことができる。

(1) 賃貸借料その他一切の費用の全部又は一部の即時の支払の請求

(2) 自動車の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求

2 乙が前項に規定する請求を行った場合でも、この契約による甲の義務は免除されない。

(賠償額の予定)

第24条 乙が第20条第1項第5号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として賃貸借料総額の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。

(賃貸借期間満了に伴う自動車の返還等)

第25条 甲は、自動車の賃貸借期間が満了した場合は、乙に当該自動車を返還する。この場合において、返還に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定により自動車が返還された場合に、自動車若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償する。

(賃貸借期間の延長)

第26条 甲が自動車の状態により賃貸借期間満了後も引き続き当該自動車の賃貸借を希望する場合は、甲乙協議の上、当該自動車の賃貸借期間を延長することができる。

(特約条項)

第27条 この契約に別途特約条項を定めたときは、当該特約条項においてこの契約と異なる定めをしているものについては、この契約を適用せず、当該特約条項を優先して適用する。

第2章 メンテナンス契約条項

(メンテナンス・サービス)

第28条 乙は、第2条の賃貸借期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行う。ただし、次に掲げる事項及びメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

(1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等

(2) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理等

(3) 甲が乙の承諾を得ないで、乙指定の整備工場以外で独自で行った整備等

2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施し、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡をする。

3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとし、乙は、法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができる。

(コンディションチェック)

第29条 乙は、乙が定めるメンテナンス点検整備基準に基づく点検を、次に定めるところにより実施する。

(1) 原則として、3か月ごとに実施する。

(2) 自動車が法に定める自家用乗用自動車等の場合においては、前号に規定する点検のほか、6か月ごとに乙が別途定める整備基準に基づく点検、整備を実施する。

2 甲は、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、前項各号の点検とは別に、甲の費用負担により点検をすることを乙に対して要請することができる。

(代車提供)

第30条 メンテナンスのうち代車提供とは、メンテナンスのうち法定点検整備、継続検査整備又は故障修理の実施に要する時間が48時間以上であることが見込まれる場合に、乙が、乙の選定した代車を甲に提供することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、乙は、代車を提供しない。

- (1) 盗難の場合
- (2) 被害事故で相手当事者から代車提供される場合
- (3) 走行上支障のない箇所の修理のため必要な部品の入庫を待つ場合
- (4) 年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期で、代車手配が物理的に不可能な場合

3 第1項の代車の車種、積載量、付保されている保険金額等がこの契約に基づく自動車のそれらと異なるものであっても、甲の業務に支障がない限り、甲は代車の変更を請求しない。

4 甲は、第1項の代車をこの契約条項に従って運行及び使用する。

第3章 その他契約条項

(裁判管轄)

第31条 この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第32条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを解決する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

[注] 電子契約の場合は「本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保存する。」と記入する。

令和 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙

別紙「賃貸借内訳表」

(入札説明書の様式第7号の別紙「賃貸借内訳表」を添付)